

印刷請負に係る最低制限価格制度の試行について

水道局では、印刷請負における品質確保や中長期的な担い手の確保等に資することを目的として、令和6年4月以降、一部案件において、最低制限価格制度を試行することとしましたので、お知らせします。

1 試行対象

令和6年4月以降に当局が発注する印刷請負案件のうち、原則として予定価格が200万円以上1,500万円未満の価格帯から選定し、試行します（※）。

※試行対象案件については、入札公告等において、最低制限価格を設けた旨を記載します。

2 契約方法等

- (1) 一般競争入札又は指名競争入札とします。
- (2) 予定価格は事後公表とします。
- (3) 入札にあたっては、「印刷請負発注規模一覧表」及び当該案件の発注区分をご確認ください。案件ごとに発注予定表に印刷請負発注規模一覧表の発注区分を公表します。
- (4) 対象案件では、積算内訳表の提出が必要になります。入札時に積算内訳表を添付して入札してください。また、積算内訳表の添付のない入札書は無効となります（ただし、開札後、当局が指定する日時・方法により積算内訳書の提出があった場合は、無効となりません。）。
- (5) 予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とします。

3 最低制限価格の算定方式

予定価格の10分の7.5

【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当
03-5320-6402（直通）